

フィンランドにおける養育費の履行確保に関する取組概要

第 1 養育費の取決め

- フィンランドでは、離婚時に夫婦間で養育費に関する取決めをすることは義務付けられてはいないが、養育費に関する取決めの確保・支援に地方自治体が大きな役割を果たしており、実際、ほとんど取決めがされている。
- 子を持つ両親が別居や離婚する際、地方自治体の担当窓口が相談に応じ、また、地方自治体の専門家調停人の下で両親が話し合いを行う仕組みがある。そして、養育費に関する合意内容を地方自治体（市の社会福祉局）が承認することにより、その合意に法的効力を持たせる制度もある。この承認は裁判と同様の効力を有し、強制執行が可能となったり、後述の社会保険庁（Kela）から養育手当を受ける際に必要な証明に用いたりすることができる。養育費の取決めを行う両親の約 9 割が、この承認制度を利用している。
- 地方自治体における養育費案件の取扱いは、予約制で夫婦同席の形により相談に応じるのが通例であるが、夫婦間の DV が疑われる事案は対応に留意を要するものとなる。調停人が両親から個別に又は別の時間帯に話を聞く、警備員を配置するなどの運用上の配慮がされている。なお、日本と同様、養育費の協議の際に面会交流の件も話題にしようとする例もみられるが、法的には別の問題として処理している。共同養育が養育費に影響することはある。
- 取り決める養育費の額は、両親間の合意により自由に定めることができる。その額に争いがある場合等には、法務省が作成した「養育費算定のためのガイドライン」が参照される。実際、地方自治体の調停人や裁判所は、これに基づき養育費を算定するため、金額に違いはほとんど生じない。このガイドラインは、子の生活に必要な費用と親の収入等の支払能力に基づいて養育費を算定するものであり、各種手当の受給があれば調整される。また、毎年、公表される物価変動率に応じて養育費の金額が自動的に変動する。
- 最近の生活統計によれば、子の生活に必要な金額として算定される金額は、例えば、0 歳から 6 歳までの子の平均で 305€（約 3 万 6600 円）、13 歳から 17 歳までの子の平均で 480€（約 5 万 7600 円）などとなっている。フィンランド

では、離婚後に子が一方の親の監護にとどまることなく、両親が子をほぼ平等に交互に養育する交代居所の方式が広がっており、それに伴って養育費も独自の算定方式となる。

- 両親が養育費の額を合意できない場合や支払義務者が所在不明の場合には、最終的には裁判所に判断を求めることになる。もっとも、そのような例は全体の1割に満たない。裁判所においても、離婚した夫婦に無料相談を実施したり、自治体に相談するよう勧奨したりする例もある。

第2 養育費の履行確保

- フィンランドには、子の養育を受ける権利を保障するため、①養育費の支払義務を負う親が養育費を支払わない場合、②親の支払能力がないため取り決められた養育費が国による養育手当より低い額である場合などに、国が養育手当 (Child maintenance allowance) を子に支給する制度がある。
- 養育手当を受けるためには、離婚した夫婦に子がいるのみでは足りず、夫婦間で養育費の支払合意やこれに代わる裁判所の決定が具体的に存在することが前提として必要となる。養育手当を受けるため、場合によっては夫婦間で養育費額0円との合意をすることも可能であり、その例も実は多い。
- この養育手当の制度は、他の社会給付と関係するため、他の家族に関する給付も担う Kela (政府機関であり社会保障政策を担当) において所管している。Kela では全国で約 60 人のスタッフが養育手当の支給業務を担っている。

養育手当の支給は、従前は自治体が行っていたが、2009 年 4 月から Kela の所管に移行しており、以後は、養育費の取決めに関する問題は地方自治体が扱い、履行確保は Kela が扱うという役割分担となっている。
- いったん夫婦間で合意された養育費の支払がされない場合に、養育費の支払を受けるべき親は、自ら債権回収する方法を選択することもできるが、通常は、社会保険庁 (Kela) に対して養育手当の支給を求めることになる。
- Kela は、申請に基づき、養育手当の支給を決定する。養育手当は、現在は、未成年者一人につき 1 か月当たり最大で 167.01€ (約 2 万円) であるが、毎年、物価や社会給付全体の状況等により変動する。なお、養育手当の支給を求める

者には、そもそも支払義務者の収入が著しく低い場合（失業、学生など）の割合が高く、養育手当は社会福祉給付としての意味合いを強く有している。

養育手当の終期は、養育費の合意等で定められた有期等の期限である。

なお、フィンランドでは、この他に児童手当の制度もあり、17歳までは毎月94.88€（約1万1400円）（第一子の場合）が支払われる。

- 2018年に支払われた養育手当は、総額2億0700万€（約248億4000万円）（前年比210万€増）、受益者となる子の数は10万5829人（前年比18人減）、7万2369世帯に上る。
- Kelaは、申請に基づき、養育費の支払義務を負うにもかかわらず支払っていない親に代わって養育手当を支給した後、国自らが、養育費の支払義務を負う親から、未払の養育費及び利子を直接回収する。Kelaが回収する養育費は、支給した養育手当の額にとどまらず、養育費の未払額全部であり（過回収分は権利者に渡すことになる）、Kelaが養育手当を支給している限り、養育費の支払義務者は直接Kelaに支払わなければならない。
- Kelaの徴収部門が債権管理を行うが、フィンランドでは国民の勤務先、預金口座、不動産等の情報は政府が一元的に把握しており、これを用いて義務者から給与や還付金の天引き等の方法により回収することになる。
- Kelaの請求に対して、養育費の支払義務を負う親が既に養育費を支払った旨の主張をした場合には、Kelaはその主張の裏付けとなる資料を確認し、支払が認められれば請求をしないこととするが、子との面会交流が認められない等の養育費支払と直接関係しない主張は考慮されない。なお、養育手当の返還義務者が経済的に困窮している場合、支払の免除等を申請することができる。
- 2018年末時点で、養育手当の債権額（未回収額）は1億8670万€（約224億0400万円）である。他方、同年の債権回収額は7030万€（約84億3600万円）となっている。
- Kelaでは、近時、関係機関との協力関係の強化に取り組んでいる。具体的には、地方自治体や裁判所と定期的に会合を持ち、養育費を巡る状況等に関し、幅広い情報交換を行うようにしている。また、義務者に対する督促義務の効率化やオンラインサービスの向上にも取り組んでいる。

資料 4

以 上